

就職する方へ

## 都知事の身元保証制度について

### 身元保証制度とは

両親やその一方がいない家庭の青少年が、学校を卒業して就職する場合、適当な身元保証人がいないとき、「遺児等の身元保証に関する条例」に基づいて、都知事が代って身元保証をするものです。

#### ◆ どんな人が身元保証をうけられるか

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 両親もしくは、そのどちらかが死亡し、または所在が分からない方
- 他に身元保証をする方がいない方
- 20歳未満の方
- 都内に引き続き6ヶ月以上住んでいるか、または都の児童福祉施設や都が委託している児童福祉施設に入所されている方
- 都内または都知事が指定する次の区域に就職しようとしている方  
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
- 非違行為をすると認められないこと

#### ◆ 身元保証の内容は

- 身元保証を受けた人が、故意又は重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合において、その損失について保証します
- 保証額は、20万円以内です
- 身元保証の期間は、3年以内です。ただし、事情により2年以内に限り1度だけ更新することができます
- 補償すべき損害の発生があったときは、その事実のあった時から将来に向かって契約の効力を失います

## ◆ どのようにして申請をすればよいか

身元保証を受けようとする人は、「被保証申請書」を作成し、施設長、学校長、児童相談所長又は福祉事務所長のいずれかの確認を受け、都内居住者の方は、東京都労働相談情報センター又は同センターの各事務所へ持参してください。

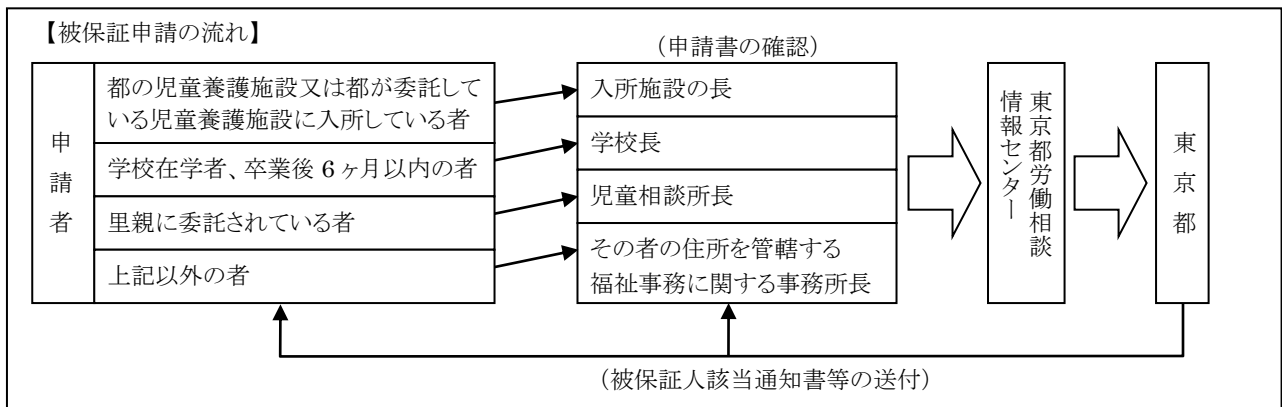
その結果は、本人および学校に通知されます。

身元保証を受けるための必要な申請書類は、最寄りの東京都労働相談情報センター、同センターの各事務所及び東京都産業労働局雇用就業部就業推進課で配付しています。

☆身元保証を受けたい人(被保証人)の申請書類☆

①被保証申請書      ②写真

※ なお、身元保証の「被保証申請書」を提出し、被保証人該当通知書を受けた日から一年を経過しても就職が決まらない時は、改めて「被保証申請書」を提出してください。



## ◇就職が決定した時には

都内又は知事が指定する区域内に就職した場合、都が「遺児等の身元保証に関する条例」に基づき、雇用主と身元保証契約を結び、あなたの身元を保証します。

そのため、就職が決定した時には、雇用主とあなたとで「身元保証契約締結申請書」を作成し、提出していただくことになります。

## ○事業主の方へ

「被保証申請書」を提出し、被保証人の該当通知を受けた人を採用した時には、事業主が「身元保証契約締結申請書」を作成し、東京都労働相談情報センターに提出してください。

その結果は、被保証人ならびに事業主に通知されます。これで、東京都と事業主の間で身元保証契約が締結されたことになります。

お問い合わせ先

東京都産業労働局雇用就業部就業推進課  
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 21階  
TEL 03-5320-4720(直通)